

仮釈放関係統計等

目 次

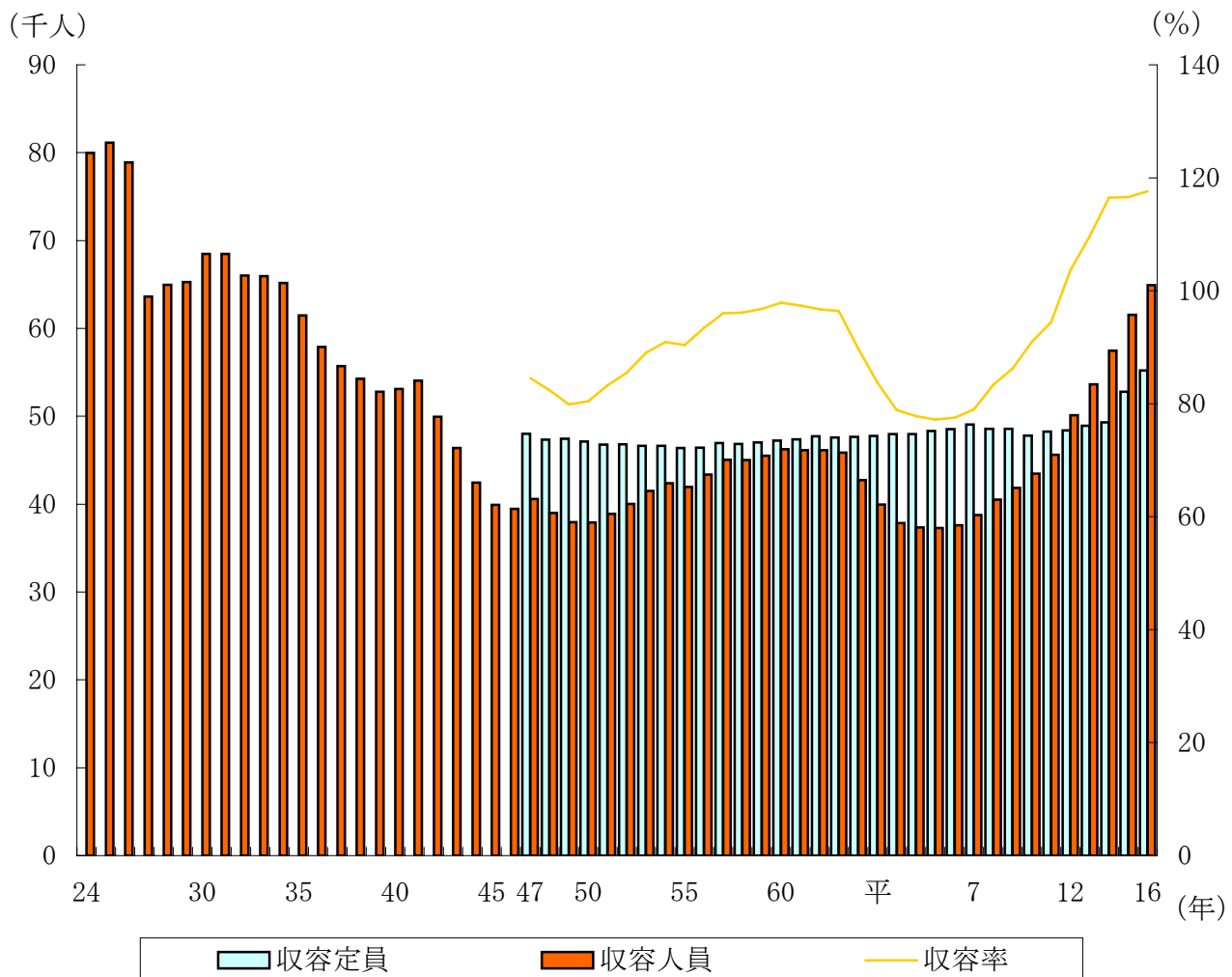
1 統計資料

(1)	行刑施設における年末収容定員及び年末収容人員 並びに年末収容率（いずれも既決）の推移…	1
(2)	環境調整事件の新規受理件数の推移……………	2
(3)	仮出獄率の推移……………	3
(4)	出所受刑者数及び仮出獄率の推移……………	4
(5)	仮出獄申請受理人員及び棄却率の推移……………	5
(6)	主要罪名別仮出獄申請棄却率……………	6
(7)	有期刑仮出獄者の刑の執行率の推移……………	7
(8)	主要罪名別有期刑仮出獄者の刑の執行率……………	8
(9)	受刑者に係る仮釈放準備調査の実施状況……………	9
(10)	長期刑仮出獄者数及び中間処遇実施率の推移…	10
(11)	少年院からの仮退院者数及び退院者数の推移…	11

2	説明資料	…………… 12
---	------	----------

(1) 行刑施設における年末収容定員及び年末収容人員並びに
 年末収容率（いずれも既決）の推移

(昭和24年～平成16年)



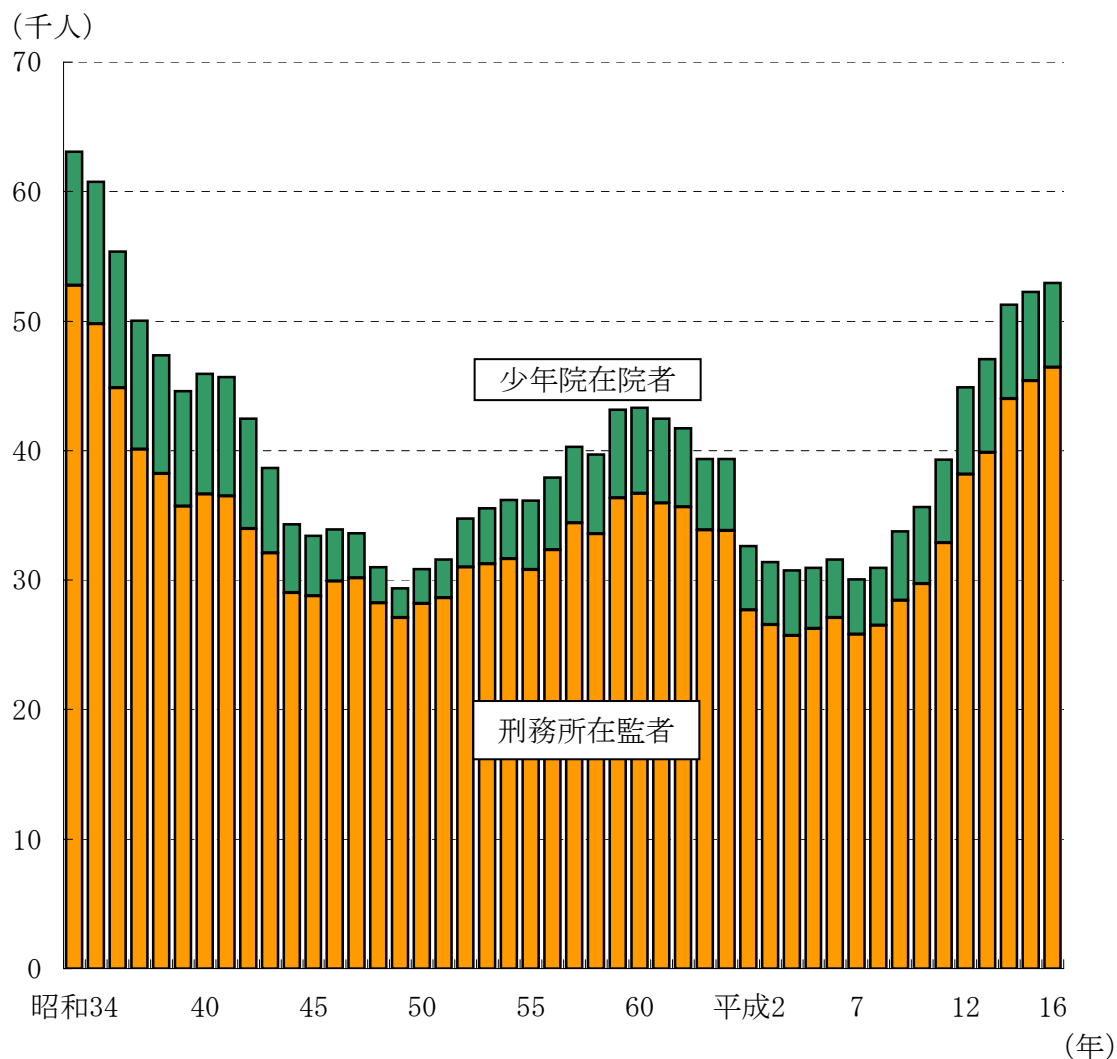
年次	収容定員 (人)	収容人員 (人)	収容率 (%)
24年	—	79,975	—
25	—	81,135	—
30	—	68,493	—
35	—	61,492	—
40	—	53,103	—
45	—	39,901	—
47	47,993	40,577	84.5
50	47,136	37,919	80.4
55	46,389	41,941	90.4
60	47,241	46,243	97.9
2	47,753	39,968	83.7
7	49,076	38,769	79.0
12	48,393	50,126	103.6
16	55,220	64,932	117.6

注1 法務省矯正局の資料による。

2 「既決」とは、行刑施設収容者中、「受刑者」及び「労役場留置者」を示す。

3 昭和46年以前は、未決を含む収容定員しか把握されていないので、本表には表示しなかった。

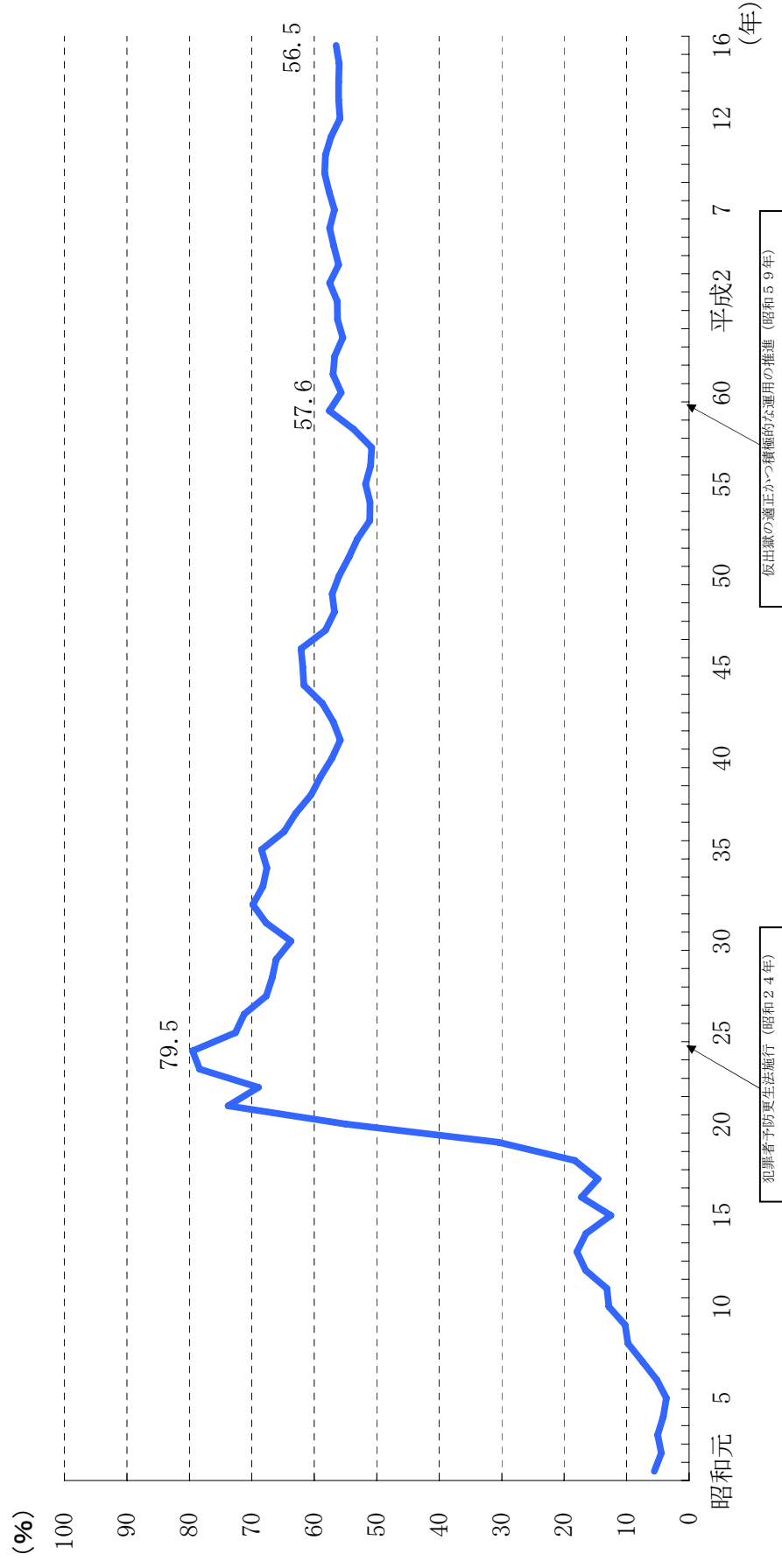
(2) 環境調整事件の新規受理件数の推移



年次	刑務所在監者	少年院在院者
34年	52,731	10,354
35	49,772	11,002
40	36,640	9,287
45	28,755	4,641
50	28,158	2,681
55	30,795	5,320
60	36,664	6,619
2	27,706	4,925
7	25,819	4,246
12	38,151	6,734
16	46,444	6,483

- 注 1 法務統計年報及び保護統計年報による。
 2 本統計を取り始めたのは、昭和34年からである。

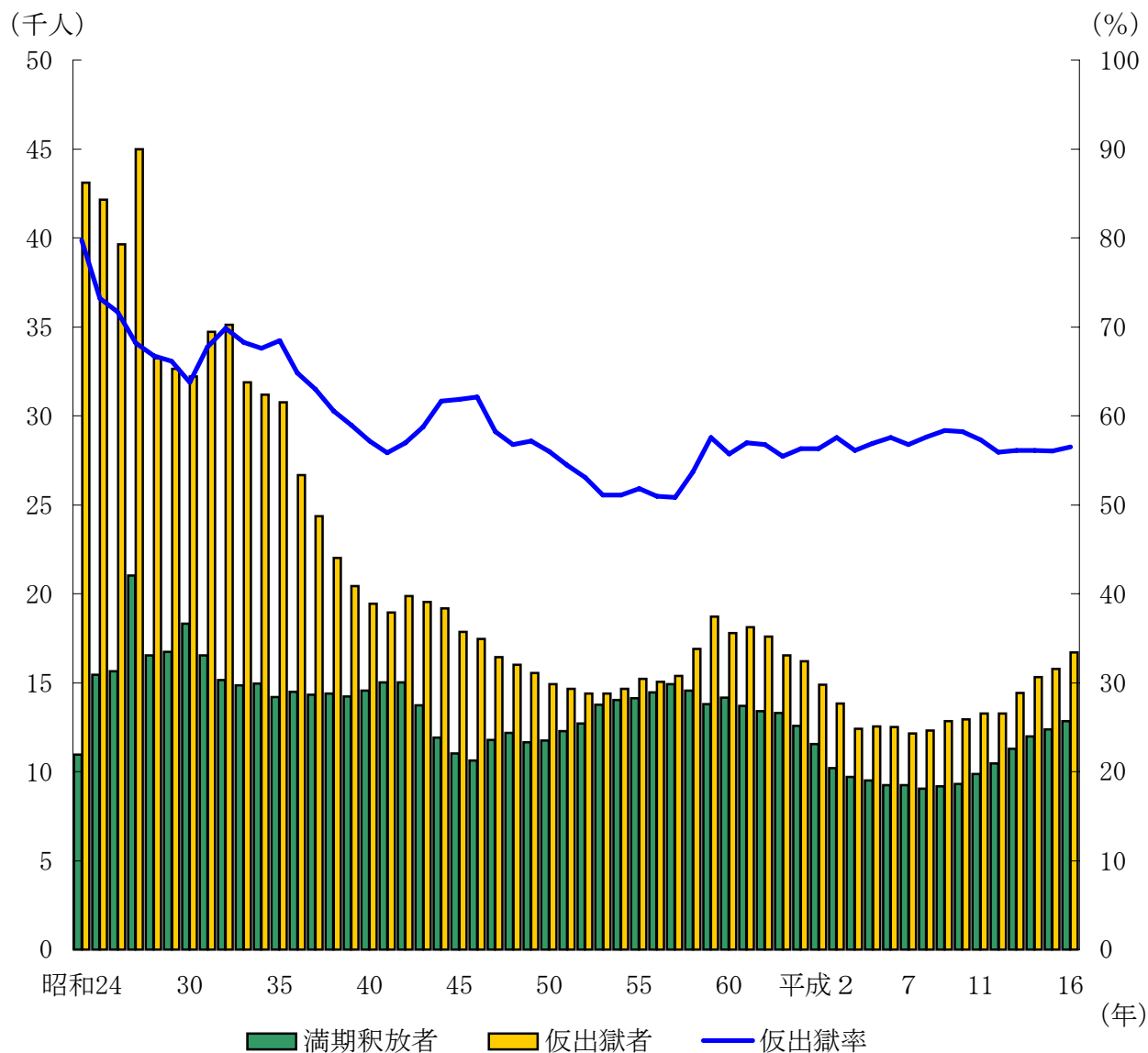
(3) 仮出獄率の推移 (昭和元年～平成16年)



- (注) 1 昭和の法務統計, 矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「仮出獄率」は, 仮出獄者数 / (仮出獄者数 + 満期釈放者数) × 100である。

(4) 出所受刑者数及び仮出獄率の推移

(昭和24年～平成16年)

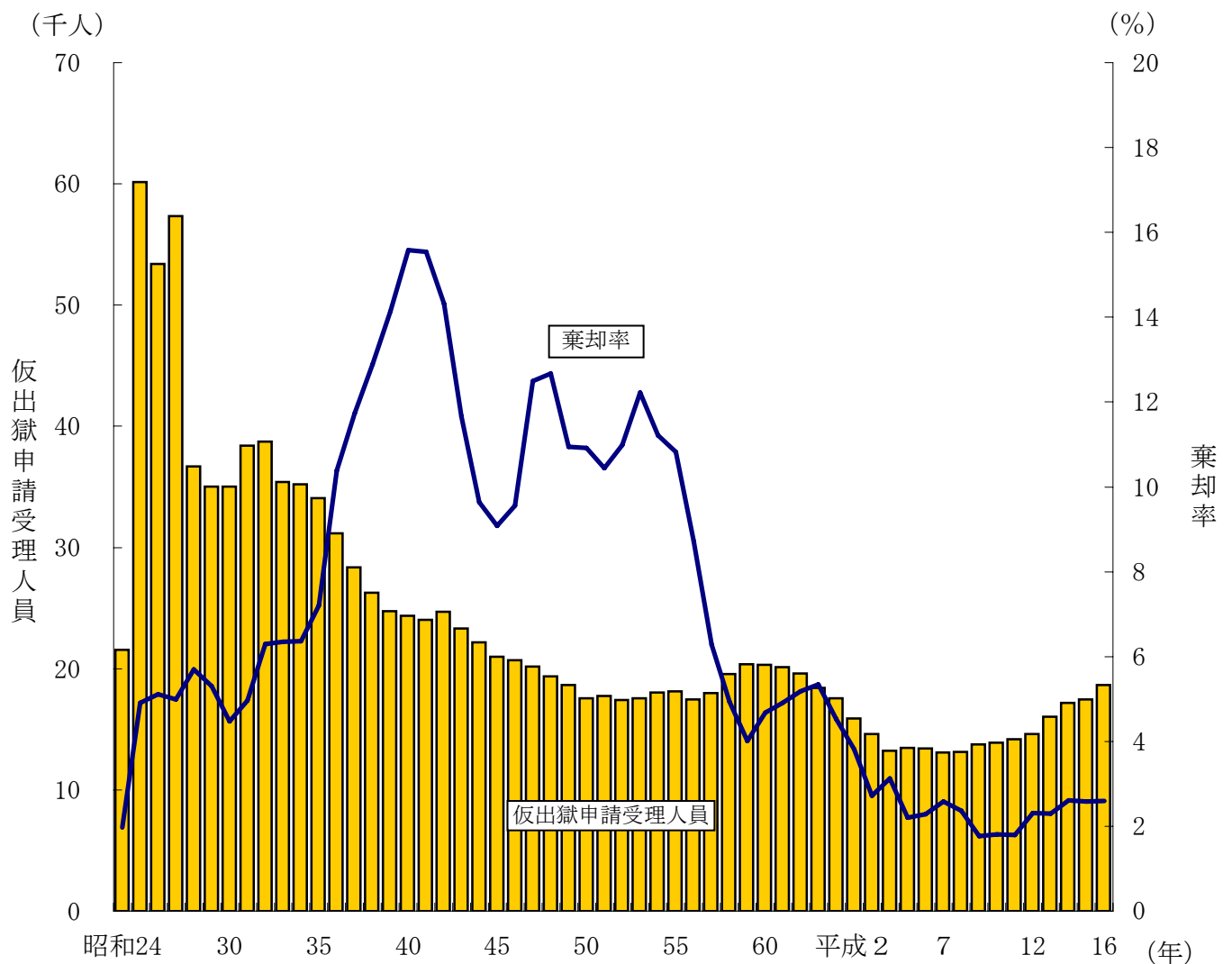


注1 行刑統計年報及び矯正統計年報（平成16年は速報値）による。

2 「仮出獄率」は、仮出獄者数／（満期釈放者数＋仮出獄者数）×100 である。

(5) 仮出獄申請受理人員及び棄却率の推移

(昭和24年～平成16年)

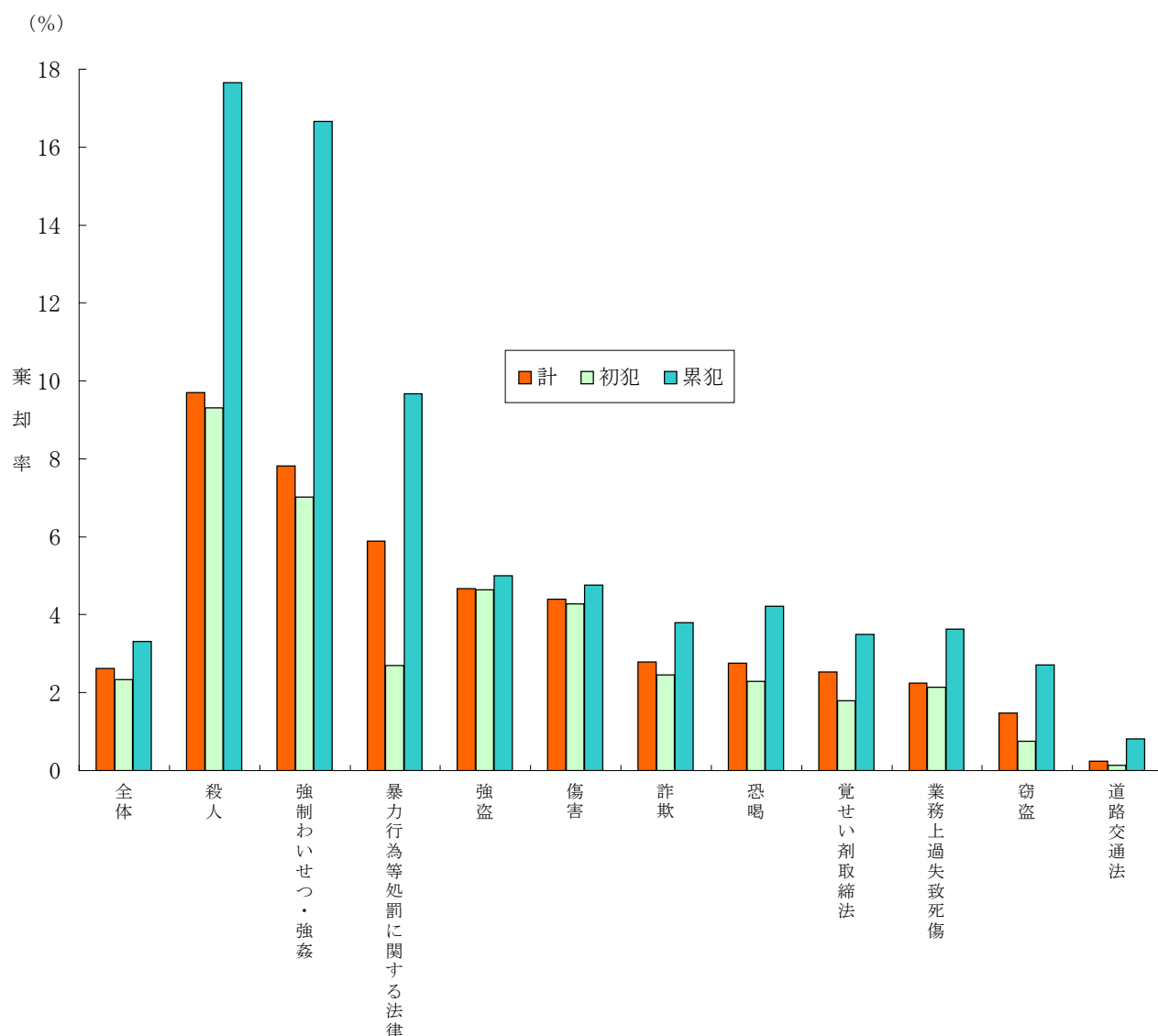


年次	仮出獄申請受理人員	棄却率 (%)
24年	21,570	2.0
25	60,158	4.9
30	35,021	4.5
35	34,060	7.2
40	24,353	15.6
45	21,002	9.1
50	17,578	10.9
55	18,138	10.8
60	20,314	4.7
2	15,908	3.8
7	13,072	2.6
12	14,625	2.3
16	18,665	2.6

注1 法務統計年報，保護統計年報，行刑統計年報及び矯正統計年報（平成16年は速報値）である。

2 「棄却率」は、仮出獄棄却人員／（仮出獄許可人員＋仮出獄棄却人員）×100である。

(6) 主要罪名別仮出獄申請棄却率（平成16年）



	仮出獄申請事件総数（件）			許可件数（件）			棄却件数（件）			棄却率（%）		
	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯
全体	18,537	13,069	5,468	17,260	12,245	5,015	464	292	172	2.6	2.3	3.3
殺人	375	357	18	326	312	14	35	32	3	9.7	9.3	17.6
強制わいせつ・強姦	535	487	48	472	437	35	40	33	7	7.8	7.0	16.7
暴力行為等処罰に関する法律	79	42	37	64	36	28	4	1	3	5.9	2.7	9.7
強盗	786	725	61	714	657	57	35	32	3	4.7	4.6	5.0
傷害	895	665	230	804	604	200	37	27	10	4.4	4.3	4.8
詐欺	1,233	924	309	1,154	875	279	33	22	11	2.8	2.5	3.8
恐喝	429	326	103	389	298	91	11	7	4	2.8	2.3	4.2
覚せい剤取締法	4,606	2,626	1,980	4,278	2,458	1,820	111	45	66	2.5	1.8	3.5
業務上過失致死傷	826	769	57	784	731	53	18	16	2	2.2	2.1	3.6
窃盗	5,696	3,609	2,087	5,363	3,425	1,938	80	26	54	1.5	0.8	2.7
道路交通法	854	720	134	826	705	121	2	1	1	0.2	0.1	0.8

注1 保護統計年報による。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死」には重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

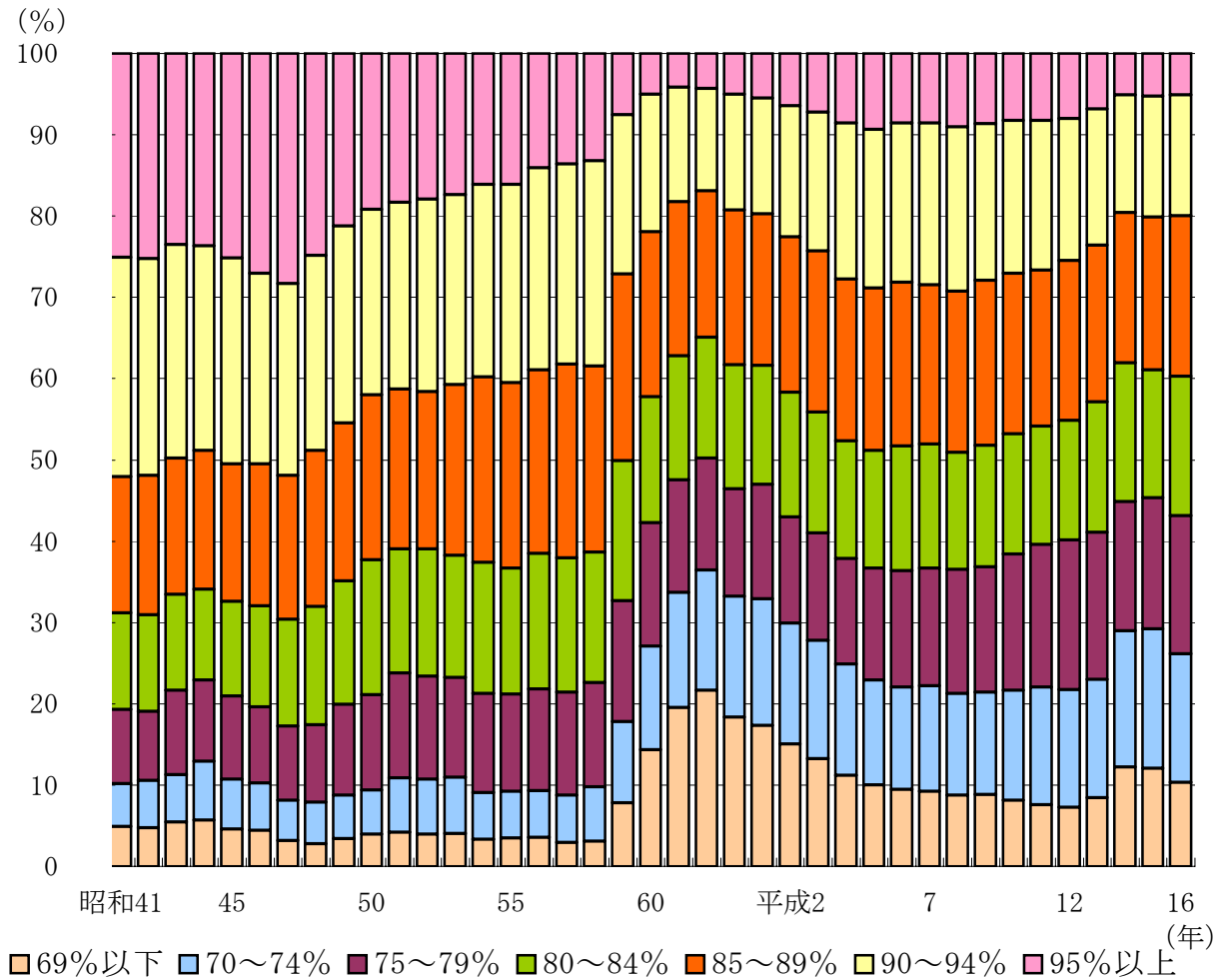
3 「累犯」とは、刑法56条に規定する者をいい、「初犯」とはその他の者をいう。

4 「棄却率」は、棄却人員／（許可人員＋棄却人員）×100である。

5 「仮出獄事件総数」には、「許可」、「棄却」のほか、「却下」、「取下げ」等を含む。

(7) 有期刑仮出獄者の刑の執行率の推移

(昭和41年～平成16年)



年次	0～49%	50～54%	55～59%	60～64%	65～69%	70～74%	75～79%	80～84%	85～89%	90～94%	95～100%
41年	20	48	73	181	595	1,004	1,718	2,234	3,164	5,101	4,734
45	24	28	57	144	548	1,067	1,773	2,032	2,950	4,412	4,384
50	50	67	39	102	317	788	1,708	2,424	2,965	3,322	2,802
55	20	34	53	94	318	855	1,778	2,311	3,396	3,629	2,398
60	26	57	107	598	1,717	2,242	2,661	2,714	3,551	2,959	889
2	22	23	89	459	1,576	2,143	1,890	2,210	2,766	2,334	926
7	7	23	109	202	748	1,533	1,718	1,808	2,315	2,357	1,013
12	—	29	71	242	600	1,883	2,398	1,915	2,557	2,273	1,045
16	—	12	20	241	1,417	2,600	2,789	2,817	3,234	2,438	842

注 1 矯正統計年報（平成16年は速報値）による。

2 仮出獄取消刑の執行を受けた者（仮出獄取消刑に併せて新たな刑の執行を受けた者を含む。）は、除外している（ただし、昭和41年から昭和44年までは仮出獄取消刑の執行を受けた者を含み、その場合には取消後の残刑期を刑期としている。）。

3 2以上の刑の刑期は、そのすべてを合算したものである。

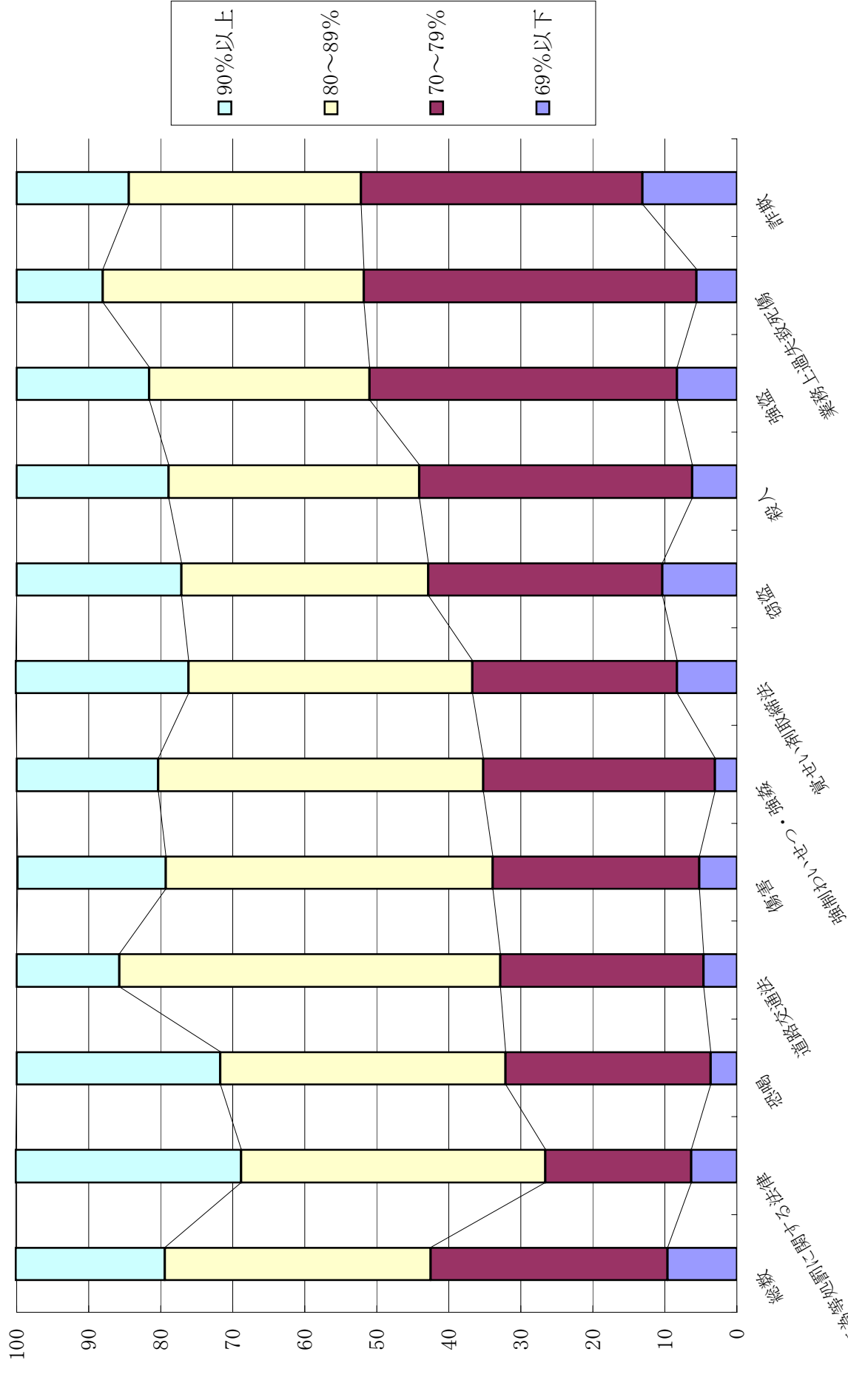
4 刑期は、未決勾留等の通算及び算入日数を控除したものである。

5 不定期刑は、長期によっている。

6 「刑の執行率」は、受刑在所期間／刑期（注4）×100である。

7 本統計を取り始めたのは、昭和41年からである。

(%)



(注) 1 保護統計年報による。

「強盗」には強盗致死及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

「強姦」には強姦致死及び強姦強姦・同致死を、それぞれ含む。

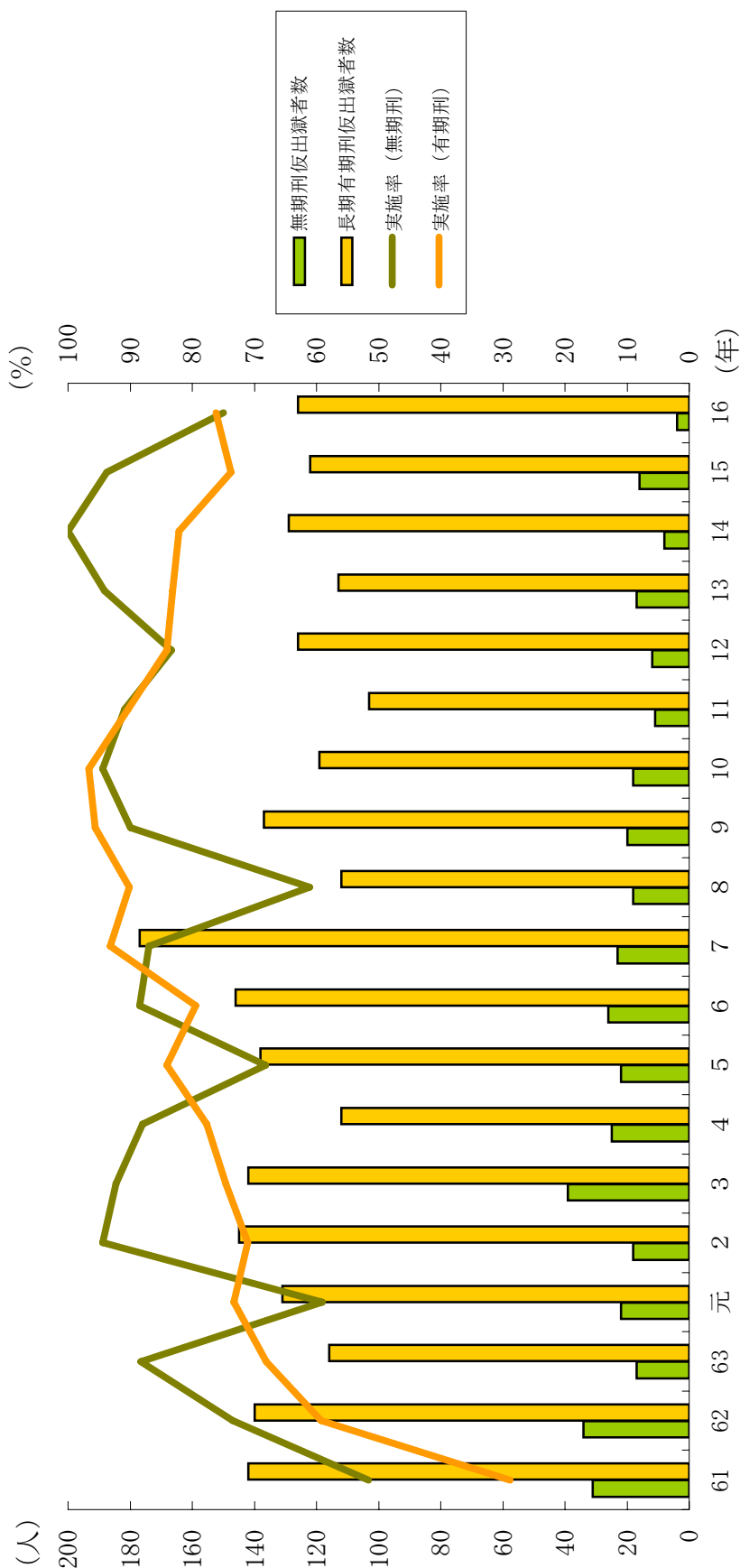
「業務上過失致死傷」には傷害致死及び暴行を、

「業務上過失致死傷」には重過失致死傷

(9) 受刑者に係る仮釈放準備調査の実施状況（平成2年～平成16年）



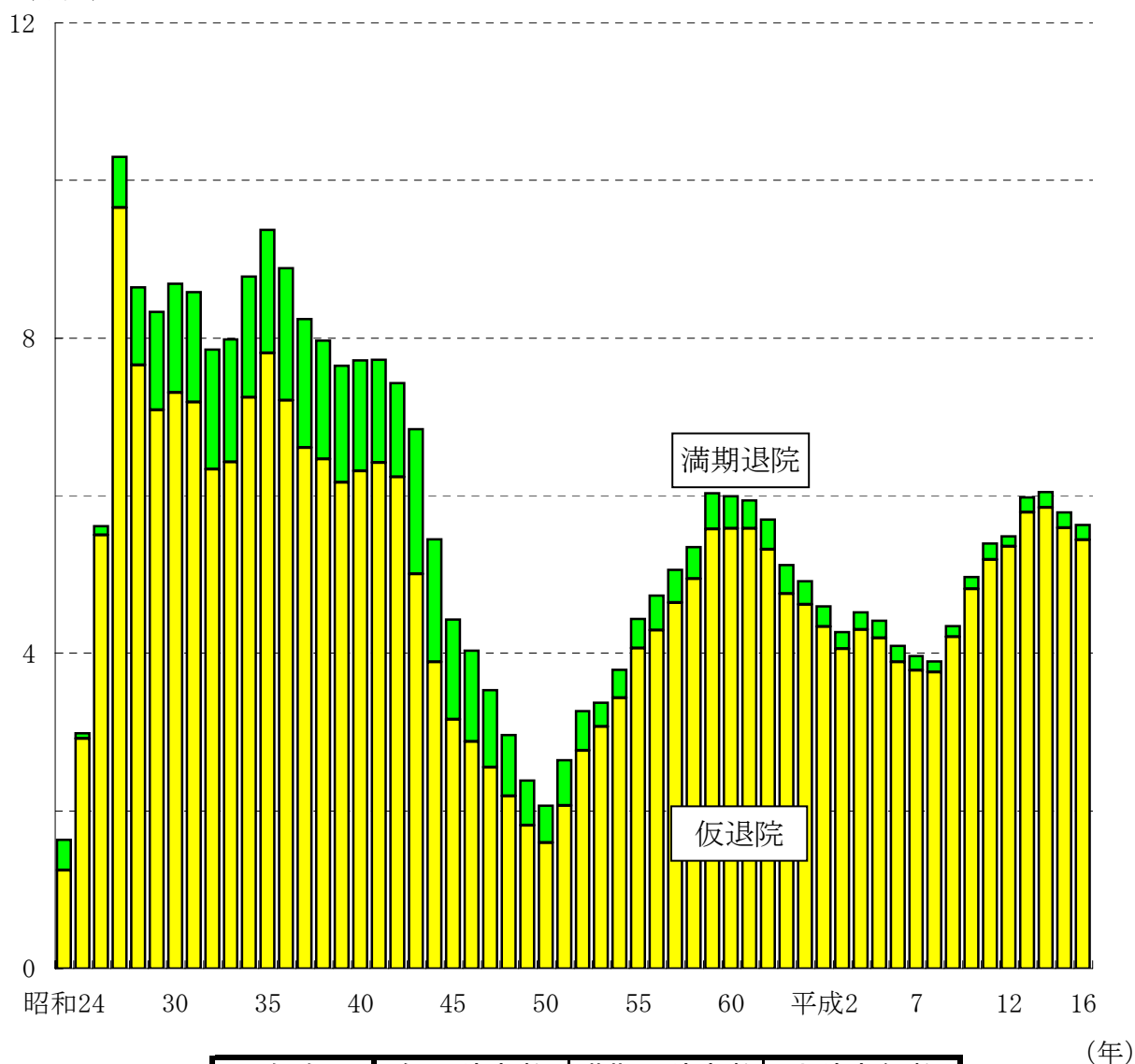
(10) 長期刑仮出獄者数及び中間処遇実施率の推移 (昭和61年～平成16年)



- (注) 1 法務省保護局の資料による。
 2 「長期有期刑」は執行刑期8年以上の有期刑をいう。
 3 「仮出獄者数」は、前年及び本年中に仮出獄を許可する決定を受けた者のうち、本年中に仮出獄した者の数である。
 4 「中間処遇実施者数」は、中間処遇実施対象者として更生保護施設に帰住した者の数をいう。

(11) 少年院からの仮退院者数及び満期退院者数の推移

(千人)



年次	仮退院者数	満期退院者数	出院者総数
24年	1,242	389	1,631
25	2,915	71	2,986
30	7,304	1,384	8,688
35	7,804	1,571	9,375
40	6,310	1,407	7,717
45	3,163	1,268	4,431
50	1,594	472	2,066
55	4,061	378	4,439
60	5,585	411	5,996
2	4,333	259	4,592
7	3,784	180	3,964
12	5,357	127	5,484
16	5,436	190	5,626

注1 矯正統計年報による。

2 「満期退院」は、満期退院及び収容期間満了による退院である。

I 仮釈放制度の機能及び目的

- 1 恩恵のための制度
- 2 刑罰の個別化のための制度
- 3 社会保護のための制度
- 4 改善更生のための制度

(吉永豊文「仮出獄の機能及び目的」大塚仁他編・大コンメンタール刑法(1991年 青林書院)498頁)

II 仮釈放制度の沿革

1 犯罪者予防更生法施行前

旧刑法(明治13年)は、重罪軽罪受刑者は刑期の4分の3、無期徒刑囚は15年を経過後、「獄則ヲ謹守シ改悛ノ状アル時」に、典獄の上申に基づき内務・司法両卿が仮出獄を許すことができる(53条1項・2項、刑法附則38条)とした。併せて、仮出獄者は特別の監視に付することが規定(55条後段)された。

現行刑法(明治40年)は、有期刑は刑期の3分の1、無期刑は10年として、仮釈放の要件を大幅に緩和(28条)した。また、仮出獄者に対する特別監視の制度は廃止されたが、監獄法(明治41年)において、仮出獄を許された者は「警察官署ノ監督ヲ受クルコト(67条)」と規定され、仮出獄者に対する監督制度は監獄法に存置された。なお、監獄法施行規則(明治41年司法省令第18号)の173条により、典獄による仮出獄の具申は司法大臣に対して行うものとされた。

その後、仮釈放審査規程(昭和6年)の制定により、仮釈放の具申に当たっての具体的な審査項目や手続が整備されるとともに、行刑累進処遇令(昭和8年)の制定により、累進処遇の段階と仮釈放手続との関連について規定された(89条)。

2 犯罪者予防更生法施行後

犯罪者予防更生法(昭和24年)の施行当初、法務府の外局として中央更生保護委員会が置かれ、その地方支分部局として、地方成人委員会及び地方少年委員会が仮釈放手続を分掌した(昭和27年8月1日の機構改革により、成人および少年の各委員会に代わり、地方更生保護委員会が設置された。)

犯罪者予防更生法において、仮釈放は「第3章 更生の措置」に規定され、仮釈放者は保護観察に付することとされた(33条)。なお、警察官署による仮出獄者の監督に関する監獄法67条は、犯罪者予防更生法施行法(昭和24年)により削除された。

Ⅲ 仮釈放手続等の変遷

1 仮釈放及び仮退院の手続について（昭和24年10月7日中委第141号依命通牒）

刑務所の長は、執行刑期1年以上の受刑者について、仮釈放の条件期間が経過したとき（応当日）の60日前に、仮釈放出願書又は放棄書を受刑者に提出させた上、仮釈放準備報告書とともに地方委員会に進達することとされ、地方委員会は同書類に基づき、保護観察所に対して帰住地の環境調整等を指示し、その結果を応当日までに報告させることが定められた。

引き続き、刑務所の長においては、応当日の10日前までに、当該受刑者が作成した生活計画書等を参考として仮釈放可否を調査の上、応当日に、意見を付した附加報告書類（仮釈放可の意見を付した場合、先に進達した仮釈放準備報告書は仮釈放の申請とみなされた。）を地方委員会に提出することとされ、地方委員会においては、これらの書類に基づいて審理を行う手続がとられた。

地方委員会による仮釈放の許可がなかった者について、刑務所の長はその後の成績によりいつでも仮釈放の申請をすることができ、また、受刑者は、仮釈放の出願をいったん放棄しても応当日経過後に改めて出願書を提出できることとされた。

本通牒に基づく出願制度は、昭和27年における地方委員会の機構改革と併せ、「仮釈放の準備手続の改正について」（昭和27年12月20日保第982号依命通牒）により、「事務能率の増進を図るため」廃止されたが、同時に、新たな受刑者等を収容した場合における矯正施設から保護観察所への速やかな身上調査書の送付、同調査書に基づく保護観察所における環境調整の実施及び地方委員会及び矯正施設への環境調整結果の報告、矯正施設から地方委員会への応当日経過通告書の送付等の手続が定められた。

2 仮釈放並びに在監又は在院中の者に対する不定期刑執行終了又は退院の審理決定等に関する手続について（昭和27年12月25日保第1011号依命通牒）

法律上の仮釈放の規定に関する具体的な運用指針が示されるとともに、本通牒において初めて仮釈放の許可基準が設けられた。

3 仮釈放及び保護観察等に関する規則（昭和49年4月1日法務省令第24号）

従来の運用を踏襲し、その統合を図って制定された規則である。仮釈放の許可基準が省令において明記された。

本規則制定と同時に、「監獄法施行規則等の一部を改正する省令（昭和49年6月28日法務省令第52号）」が制定され、これにより行刑累進処遇令（昭和8年司法省令第35号）における仮釈放に関する規定が削除され、累進処遇制度と仮釈放制度との直接の結び付きがなくなった。

IV 仮釈放に関する各種の施策

1 仮釈放準備調査（昭和41年～）

地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が、仮釈放の申請を受ける前から仮釈放審理の準備のために行う調査。矯正と保護との有機的連携を深め、個々の収容者の社会復帰を適正、円滑にすることを目的として制度化され、平成2年以降、すべての矯正施設において実施している。

2 長期刑受刑者に対する仮出獄審理及び仮出獄者に対する処遇の充実（昭和53年～）

長期刑受刑者（無期刑及び執行刑期8年以上の受刑者）の社会復帰の促進を目的として制度化。複数回面接等による仮出獄審理の充実と、仮出獄後の一定期間、更生保護施設に居住させて実施する「中間処遇」を主な内容とする。昭和61年以後、対象をすべての長期刑受刑者に拡大している。

3 仮出獄の適正かつ積極的な運用の推進（昭和59年～）

仮出獄期間が短く、社会内処遇の実効を必ずしも期し難いこと、及び仮出獄率が累年低下傾向を示してきたことなどの当時の仮出獄の運用の実情にかんがみ、受刑者の社会復帰を助け、改善更生を図るという仮出獄制度の刑事政策的機能の充実を目的として、仮出獄の適正かつ積極的な運用の推進について通達された。

4 施設駐在の制度化（昭和59年～）

仮釈放準備調査を一層充実させること等を目的として、地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が矯正施設に常駐して仮釈放準備調査を実施する「施設駐在」が制度化された。平成17年10月1日現在、10の大規模施設（札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の各刑務所）において「施設駐在」が実施されている。

5 受刑者釈放通知制度等（平成13年～）

平成13年3月1日から、被害者等が希望する場合において、仮出獄による釈放及び釈放年月日等について通知する制度の運用が開始された。また、同年10月1日からは、被害者等の保護を図るため、受刑者の釈放予定時期についても通知できる制度が整備され、その運用が開始された。

昭和24年7月1日

	犯予法施行前	犯予法施行後				
決定権者	司法大臣等	地方更生保護委員会				
基 						

仮釈放までの手続流れ図（一般例）

